

理科教育設備基準の改訂に関する資料

1. 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）・・・・・・・・・・ 1
2. 今後の理科教育等設備の整備の在り方について（概要）・・ 2
3. 新学習指導要領の変更等に応じた高等学校の理科教育設備の変更の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の参照条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

平成24年度から高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の学習指導要領が、理科及び数学において先行実施されるのに伴い、理科及び数学教育の適切な実施を図るため、理科教育振興法に基づく理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正。

基準の改訂にあたっては、理科教育等設備基準の検討会を組織し、検討した。今後、中央教育審議会の議を踏まえ案を策定する予定。

2. 改正の主な内容

(1) 新高等学校学習指導要領の趣旨を各学校に十分生かし、科学への関心の向上から探求能力の育成まで幅広く対応できるよう、理科及び数学に関する教育のための設備の基準を改訂。

○ 新学習指導要領における指導内容の充実にあわせた改訂

(例) 指導内容として「地球の環境」が追加

⇒品目「地球の学習用具」「地形・地質模型」の器具の充実

○ 学習内容の中学校への移行に伴う削除

(例) 中学校の図形説明器具を増加

⇒回転体説明器等を含む品目「積分概念説明教具」を削除

(2) 特別支援学校における数学に関する教育のための設備の基準について、障害種による区分方法を変更。

(現行) ①視覚特別支援学校、②聴覚特別支援学校、③養護特別支援学校

(改正案) ①視覚特別支援学校、②聴覚特別支援学校、③知的特別支援学校、

④肢体等特別支援学校

3. 施行日

公布の日から施行し、平成24年度分の国庫補助金から適用する。

4. 今後のスケジュール（予定）

(平成24年)

2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会に付議

3月 1日 パブリック・コメント開始

3月30日 パブリック・コメント終了

4月23日 省令の公示

今後の理科教育等設備の整備の在り方について(概要)

「理科教育等設備基準改訂のための検討会」(平成22年7月)

(平成23年9月一部改定)

設備基準改訂の必要性

新学習指導要領では、理科及び算数・数学について、授業時間数が増加し、指導内容の充実が図られるとともに、観察、実験をはじめとする科学的な体験や自然体験、算数・数学的活動が一層充実されることとなった。

こうした新学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導をより効果的に行うために、設備基準省令等を改訂し、必要な理科設備、算数・数学設備の整備充実を図ることが求められている。

基準改善の方向性

品目の改善

前回改訂時の考え方を踏襲

- ・名称については、裁量幅の維持の観点から、個別具体の品目名称ではなく教育内容に着目した「総合名称」とする。
- ・一定額以上の設備を補助対象とする。
(小学校1万円以上、中学校2万円以上、高等学校4万円以上)
- ・各教科の教育に共通して使用され得る設備については、基準に含めない。
(コンピュータ本体、基本ソフト等)

基準に掲げる設備について、優先的に整備すべき重点品目を提示する。

小・中学校は、整備すべき設備の優先度に応じて、A～Cの3段階(Bが標準)に区分して提示。
高等学校においても、優先的に整備すべき品目に「」を付す2段階で提示。

数量の改善

小・中学校については、学校規模にかかわらず、全ての学校について同一の数量基準を適用することにより、より多くの学校で理科設備、算数・数学設備が整備されるように促す。

一方、高等学校については、科目選択に応じて複数の理科室を設けるなど、学校規模による状況の差が比較的大きいことから、大規模校には2倍の数量基準を適用する制度を維持する。

特別支援学校における障害種の区分

理科(4区分)と同様に、算数・数学についても、知的特別支援学校に特化した基準を示す。

[現行] 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、養護特別支援学校
視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、知的特別支援学校、肢体等特別支援学校)

補助制度の運用面での改善点

整備指標の改善

教材機能別分類表(公立義務教育諸学校の教材整備についての参考資料)にも理科設備を掲載し、各学校における設備の整備を促す。

特に優先的に整備すべき重点品目を明確にする。

例年実施していた悉皆による現有状況調査(金額ベース)は実施せず、現有状況を的確に把握できる調査を実施する。

整備状況については、現有率(金額ベース)ではなく、品目の保有状況(数量ベース)で示す。

設置者や各学校の事務負担の軽減化

学校が管理することとなっている設備台帳について、電子フォームの配布などICTを活用して各学校の負担軽減を図る。

新学習指導要領の変更等に応じた 高等学校の理科教育設備の変更の例

設備を充実したもの

新学習指導要領上の学習内容の充実等に伴う追加

- (例) 「原子の構成実験用具」 (スペクトル管セット)
「人体の模型」 (猿人～新人頭蓋模型)
「地球の学習用具」 (津波発生装置)
「地形・地質の模型」 (日本の活断層模型) 等

実験内容の高度化に伴う追加

- (例) 「物質分析の実験用具」 (分光光度計、PCRセット)
「顕微鏡」 (三眼位相差倒立顕微鏡) 等

指導実態の変化を踏まえた追加

- (例) 「関数概念説明教具」 (二次関数指導黒板(小額備品)) 等

その他にも、実験、観察の充実に伴い、多様な実験を実施できるよう、必要な設備を幅広く追加した。

また、器機の進化に伴い理科実験で効果的に用いられるようになったもの(ハイスピードデジタルカメラ等)を適宜、追加

基準から削除したもの

学習内容の中学校への移行に伴う削除

- (例) 回転体説明器、回転体体積説明器
昨年度、中学校の「図形説明器具」の数量増

その他、使用実態に応じ、使用頻度が極めて低いものや理科・数学に限らず、他教科でも広く使われることが一般的になったもの(電子式プロジェクター等)を削除

その他

数量の算定

小中学校と同様に、具体の指導場面を想定して、数量をカウントしたほか、今回、重点的に整備すべき設備を明示したことに伴い、複数の科目で重点的に整備すべき設備とされた場合には、必要な数量を加算することとした。

◎理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>1 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項に定める設備の基準について文部科学省令で定める細目は、それぞれ別表第一から別表第二十九までで定めるところによる。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 知的特別支援学校 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>四 肢体等特別支援学校 肢体不自由者又は病弱者（<u>身体虚弱者を含む。</u>）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p>	<p>1 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項に定める設備の基準について文部科学省令で定める細目は、それぞれ別表第一から別表第二十八までで定めるところによる。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 養護特別支援学校 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（<u>身体虚弱者を含む。</u>第五号において同じ。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>四 知的特別支援学校 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>五 肢体等特別支援学校 肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p>	<p>別表 第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目</p> <p>品目</p> <p>数量</p>	<p>別表 第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目</p> <p>品目</p> <p>数量</p>

計量器	
長さ測定用具	1 3 組
体積測定用具	3 組
質量測定用具	1 7 組
時間測定用具	1 組
温度測定用具	1 組
電気測定用具	1 1 組
実験機械器具	
力の実験用具	5 組
運動の実験用具	1 3 組
波動実験用具	2 5 組
音の実験用具	1 6 組
光の実験用具	2 4 組
熱エネルギー 実験用具	1 1 組
真空実験用具	1 6 組
気体の性質実験用具	3 組
電界と電位実験用具	1 6 組
電流と磁界実験用具	2 9 組
電磁誘導と電磁波実験用具	3 0 組
電源・電池実験用具	4 9 組
電子の性質実験用具	4 組
原子の構成実験用具	1 1 組
物質構成の実験用具	1 組
物質の性質実験用具	4 0 組
物質分析の実験用具	1 8 組
顕微鏡	1 7 1 組
生物生理実験用具	2 2 組
生物培養用具	1 9 組

計量器	
長さ測定用具	3 組
体積測定用具	2 組
質量測定用具	1 6 組
時間測定用具	2 組
温度測定用具	1 5 組
電気測定用具	9 組
実験機械器具	
力の実験用具	5 組
運動の実験用具	1 2 組
波動実験用具	1 4 組
音の実験用具	1 8 組
光の実験用具	3 9 組
熱エネルギー 実験用具	1 組
真空実験用具	1 8 組
気体の性質実験用具	2 組
電界と電位実験用具	4 組
電流と磁界実験用具	5 5 組
電磁誘導と電磁波実験用具	2 4 組
電源・電池実験用具	4 5 組
電子の性質実験用具	5 組
原子の構成実験用具	1 0 組
物質構成の実験用具	5 組
物質の性質実験用具	2 0 組
物質分析の実験用具	1 3 組
顕微鏡	1 7 1 組
生物生理実験用具	3 4 組
生物培養用具	1 9 組

地球の学習用具	1 1組	地球の学習用具	6組
天体観測・学習用具	7組	天体観測・学習用具	2 1組
天体望遠鏡	2 4組	天体望遠鏡	1 4組
気象観測用具	1 3組	気象観測用具	1 8組
気象の学習用具	1組	気象の学習用具	2組
岩石・鉱物実験用具	1組	岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	7組	実験観察記録用具	1 5組
保管庫	1 6組	保管庫	1 0組
教材提示器具	4組	教材提示器具	8組
環境学習用具	2組	環境学習用具	2組
教材製作用具	1 3組	教材製作用具	8組
標本製作用具	1 5組	標本製作用具	2 4組
加熱器具	1 3組	加熱器具	2 6組
定温器	2 6組	定温器	1 6組
洗淨器具	7組	洗淨器具	1 2組
薬品処理装置	2組	薬品処理装置	2組
実験支援器具	1 2 9組	実験支援器具	1 4 2組
野外観察調査用具	8 5組	野外観察調査用具	5 2組
標本	3 0組	自然環境調査用具	3組
模型		生物の採集用具	3組
物質構造の模型	2 1組	水生生物飼育用具	6組
植物の模型	3組	陸生小動物飼育用具	1組
動物発生の模型	3組	植物栽培用具	3組
人体の模型	1 0組	大地の観察・調査用具	1 1組
地形・地質の模型	3組	標本	
		天然資源標本	1組
		化石標本	3組
		植物標本	1組

動物標本	2組
プレパラート	1組
岩石・鉱物標本	1組
映像資料	4組
模型	4組
物質の構造模型	2組
植物模型	4組
動物発生模型	2組
人体模型	7組
地形・地質模型	2組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
質量測定用具	9組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	4組
実験機械器具	
力の実験用具	8組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
質量測定用具	1組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
力の実験用具	5組

運動の実験用具	13組
波動実験用具	9組
音の実験用具	10組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	32組
生物生理実験用具	8組
生物培養用具	13組
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	2組
実験観察記録用具	4組
保管庫	6組

運動の実験用具	8組
波動実験用具	4組
音の実験用具	9組
光の実験用具	16組
熱エネルギー実験用具	1組
真空実験用具	5組
気体の性質実験用具	1組
電界と電位実験用具	4組
電流と磁界実験用具	12組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	12組
電子の性質実験用具	5組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	5組
物質の性質実験用具	11組
物質分析の実験用具	2組
顕微鏡	8組
生物生理実験用具	3組
生物培養用具	5組
地球の学習用具	6組
天体観測・学習用具	9組
天体望遠鏡	2組
気象観測用具	14組
気象の学習用具	2組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・たい積実験用具	2組
実験観察記録用具	4組
保管庫	4組

教材提示器具	1組	教材提示器具	2組
環境学習用具	2組	環境学習用具	2組
教材製作用具	6組	教材製作用具	3組
標本製作用具	8組	標本製作用具	2組
加熱器具	6組	加熱器具	6組
定温器	1 4組	定温器	9組
洗淨器具	3組	洗淨器具	4組
薬品処理装置	1組	薬品処理装置	1組
実験支援器具	3 2組	実験支援器具	3 4組
野外観察調査用具	3 7組	野外観察調査用具	6組
標本	2 3組	自然環境調査用具	1組
模型	9組	生物の採集用具	3組
物質構造の模型	2 3組	水生生物飼育用具	1組
植物の模型	1 4組	陸生小動物飼育用具	3組
動物発生の模型	6 9組	植物栽培用具	1組
人体の模型	3組	大地の観察・調査用具	1組
地形・地質の模型		標本	1組
		天然資源標本	3組
		化石標本	1組
		植物標本	4組
		動物標本	1組
		プレパラート	1組
		岩石・鉱物標本	3組
		映像資料	1組
		模型	1組
		機械模型	1組
		物質の構造模型	1組
		植物模型	1 8組

動物発生模型
人体模型
地形・地質模型

1 0組
2 3組
2組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	6組
体積測定用具	3組
質量測定用具	8組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	8組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	1 3組
波動実験用具	9組
音の実験用具	9組
光の実験用具	1 5組
熱エネルギー 実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
質量測定用具	5組
時間測定用具	2組
温度測定用具	4組
電気測定用具	6組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	1 2組
波動実験用具	6組
音の実験用具	1 5組
光の実験用具	1 8組
熱エネルギー 実験用具	1組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	1組

電界と電位実験用具	9組	電界と電位実験用具	4組
電流と磁界実験用具	13組	電流と磁界実験用具	21組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組	電磁誘導と電磁波実験用具	16組
電源・電池実験用具	15組	電源・電池実験用具	14組
電子の性質実験用具	4組	電子の性質実験用具	5組
原子の構成実験用具	10組	原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組	物質構成の実験用具	5組
物質の性質の実験用具	14組	物質の性質の実験用具	10組
物質分析の実験用具	11組	物質分析の実験用具	4組
顕微鏡	32組	顕微鏡	32組
生物生理実験用具	8組	生物生理実験用具	9組
生物培養用具	13組	生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組	地球の学習用具	6組
天体観測・学習用具	7組	天体観測・学習用具	12組
天体望遠鏡	10組	天体望遠鏡	6組
気象観測用具	13組	気象観測用具	14組
気象の学習用具	1組	気象の学習用具	2組
岩石・鉱物実験用具	1組	岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	4組	地層・たい積実験用具	2組
保管庫	6組	実験観察記録用具	5組
教材提示器具	1組	保管庫	2組
環境学習用具	2組	教材提示器具	2組
教材製作用具	6組	環境学習用具	2組
標本製作用具	8組	教材製作用具	3組
加熱器具	6組	標本製作用具	7組
定温器	14組	加熱器具	9組
洗浄器具	3組	定温器	9組
薬品処理装置	1組	洗浄器具	4組

実験支援器具 野外観察調査用具 標本 模型 物質構造の模型 植物の模型 動物発生の模型 人体の模型 地形・地質の模型	3 2組 3 7組 2 3組 5組 3組 3組 1 0組 3組	薬品処理装置 実験支援器具 野外観察調査用具 自然環境調査用具 生物の採集用具 水生生物飼育用具 陸生小動物飼育用具 植物栽培用具 大地の観察・調査用具 標本 天然資源標本 化石標本 植物標本 動物標本 プレパレート 岩石・鉱物標本 映像資料 模型 機械模型 物質の構造模型 植物模型 動物発生模型 人体模型 地形・地質模型	1組 2 7組 1 0組 1組 2組 1組 3組 3組 1組 3組 1組 3組 1組 3組 1組 1組 1 2組 1組 7組 4組 2組 7組 2組
<p>備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p>		<p>備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p>	

第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	6組
体積測定用具	1組
質量測定用具	9組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	6組
実験機械器具	
力の実験用具	6組
物の運動学習セット	1組
仕事とエネルギー実験用具	1組
仕事とエネルギー体験用具	1組
運動の実験用具	13組
音の実験用具	9組
光の実験用具	8組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	3組
磁気と磁界実験用具	1組
電流と磁界実験用具	5組
電磁誘導と電磁波実験用具	2組
電源・電池実験用具	5組

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	1組
質量測定用具	3組
時間測定用具	2組
温度測定用具	4組
電気測定用具	3組
実験機械器具	
力の実験用具	3組
日常生活力実験器具	5組
運動の実験用具	11組
物の運動学習セット	1組
仕事とエネルギー実験用具	5組
仕事とエネルギー体験用具	5組
音の実験用具	9組
日常生活音学習用具	2組
光の実験用具	11組
熱エネルギー実験用具	1組
日常生活熱学習器具	1組
圧力と大気圧実験用具	7組
磁気と磁界実験用具	2組
電流と磁界実験用具	6組
電流と回路実験用具	11組

原子の構成実験用具	1組	電子原子実験用具	1組
物質構成の実験用具	1組	日常生活電気学習器具	12組
物質の性質実験用具	2組	物質とその変化実験用具	10組
顕微鏡	33組	顕微鏡	25組
生物培養用具	7組	生物培養用具	8組
地球の学習用具	9組	人体学習用具	4組
天体観測・学習用具	5組	環境衛生学習用具	2組
天体望遠鏡	10組	定温器	9組
気象観測用具	13組	天体模型	3組
気象の学習用具	1組	天体観測・学習用具	7組
岩石・鉱物実験用具	1組	天体望遠鏡	2組
地層・堆積実験用具	2組	気象観測用具	14組
実験観察記録用具	2組	気象学習体験用具	2組
保管庫	2組	岩石・鉱物実験用具	1組
教材提示器具	1組	地層・たい積実験用具	4組
環境学習用具	2組	実験観察記録用具	6組
教材製作用具	8組	保管庫	4組
標本製作用具	8組	教材提示器具	1組
定温器	9組	自然エネルギー実験用具	2組
洗浄器具	5組	教材製作用具	5組
薬品処理装置	1組	標本製作用具	5組
実験支援器具	23組	洗浄器具	4組
人体学習用具	4組	薬品処理装置	1組
野外観察調査用具	12組	日常環境学習用具	3組
標本	18組	日常事務学習用具	6組
模型	1組	環境保全・安全用具	1組
物質構造の模型	1組	実験支援器具	28組
植物の模型	4組	野外観察調査用具	

<p>動物発生の模型 人体の模型 地形・地質の模型</p>	<p>5組 12組 3組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>自然環境調査用具 生物の採集用具 水生生物飼育用具 陸生小動物飼育用具 植物栽培用具 大地の観察・調査用具 標本 化石標本 植物標本 動物標本 プレパラート 岩石・鉱物標本 映像資料 模型 機械模型 乗り物構造模型 日常生活食品模型 物質の構造模型 植物模型 動物発生模型 人体模型 地形・地質模型</p> <p>10組 2組 3組 2組 2組 3組 1組 1組 1組 1組 4組 1組 2組 1組 2組 3組 6組 6組 4組 13組 2組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>

品目	数量	品目	数量
計量器		計量器	
長さ測定用具	6組	長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組	体積測定用具	5組
質量測定用具	8組	時間測定用具	2組
時間測定用具	1組	温度測定用具	4組
温度測定用具	1組	電気測定用具	6組
電気測定用具	9組	実験機械器具	
実験機械器具		力の実験用具	5組
力の実験用具	5組	運動の実験用具	12組
運動の実験用具	13組	波動実験用具	4組
波動実験用具	9組	音の実験用具	10組
音の実験用具	9組	光の実験用具	18組
光の実験用具	15組	熱エネルギー 実験用具	1組
熱エネルギー 実験用具	4組	真空実験用具	7組
真空実験用具	7組	気体の性質実験用具	1組
気体の性質実験用具	2組	電界と電位実験用具	4組
電界と電位実験用具	9組	電流と磁界実験用具	18組
電流と磁界実験用具	13組	電磁誘導と電磁波実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組	電子の性質実験用具	5組
電源・電池実験用具	15組	原子の構成実験用具	8組
電子の性質実験用具	4組	物質構成の実験用具	5組
原子の構成実験用具	10組	物質の性質実験用具	11組
物質構成の実験用具	1組	物質分析の実験用具	4組
物質の性質実験用具	14組	顕微鏡	32組
物質分析の実験用具	11組	生物生理実験用具	9組

顕微鏡			
生物生理実験用具	3 9組	生物培養用具	7組
生物培養用具	8組	地球の学習用具	7組
地球の学習用具	1 6組	天体観測・学習用具	1 2組
天体観測・学習用具	1 1組	天体望遠鏡	4組
天体望遠鏡	7組	気象観測用具	1 4組
気象観測用具	1 0組	気象の学習用具	2組
気象の学習用具	1 3組	岩石・鉱物実験用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組	地層・たい積実験用具	2組
実験観察記録用具	1組	実験観察記録用具	3組
保管庫	3組	保管庫	3組
教材提示器具	7組	教材提示器具	2組
環境学習用具	2組	環境学習用具	2組
教材製作用具	2組	教材製作用具	3組
標本製作用具	6組	標本製作用具	4組
加熱器具	8組	加熱器具	9組
定温器	6組	定温器	9組
洗浄器具	1 5組	洗浄器具	2組
薬品処理装置	6組	薬品処理装置	1組
実験支援器具	1組	実験支援器具	2 7組
野外観察調査用具	3 5組	野外観察調査用具	
標本	3 9組	自然環境調査用具	1 1組
模型	2 5組	生物の採集用具	1組
物質構造の模型	5組	水生生物飼育用具	3組
植物の模型	3組	陸生小動物飼育用具	2組
動物発生の模型	3組	植物栽培用具	2組
人体の模型	1 0組	大地の観察・調査用具	3組
地形・地質の模型	3組	標本	
		天然資源標本	1組

<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十五 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>化石標本 植物標本 動物標本 フレイパレート 岩石・鉱物標本 映像資料 模型 機械模型 物質の構造模型 植物模型 動物発生模型 人体模型 地形・地質模型</p> <p>4組 1組 2組 1組 2組 3組 1組 7組 4組 2組 7組 2組</p>
<p>品目</p> <p>数量</p>	<p>数量</p>
<p>提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具</p> <p>1組 1組 3組 5組</p>	<p>提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 三角比説明教具 図形の構成説明教具</p> <p>3組 3組 3組 3組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十五 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>化石標本 植物標本 動物標本 フレイパレート 岩石・鉱物標本 映像資料 模型 機械模型 物質の構造模型 植物模型 動物発生模型 人体模型 地形・地質模型</p> <p>4組 1組 2組 1組 2組 3組 1組 7組 4組 2組 7組 2組</p>
<p>品目</p> <p>数量</p>	<p>数量</p>
<p>提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具</p> <p>1組 1組 3組 5組</p>	<p>提示説明器具 統計概念説明教具 関数概念説明教具 三角比説明教具 図形の構成説明教具</p> <p>3組 3組 3組 3組</p>

<p>測量実習学習用具 計算機器 関数電卓</p>	<p>1 1組 1組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。 第二十六 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>立体図形説明教具 積分概念説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具 教材製作用具 数学的活動支援用具 計算機器 電卓</p> <p>4組 3組 3組 1組 50組 3組</p>
<p>提示説明器具 統計概念説明教具 数概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具 数概念学習用具 測量実習学習用具 教材製作用具</p>	<p>品目 数量</p> <p>1組 1組 1組 1組 3組 3組 1組 3組 1組</p> <p>提示説明器具 統計概念説明教具 数概念説明教具 関数概念説明教具 三角比説明教具 図形の構成説明教具 立体図形説明教具 積分概念説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具</p> <p>品目 数量</p> <p>1組 1組 3組 1組 2組 3組 1組 1組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。 第二十六 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>品目 数量</p> <p>1組 1組 3組 1組 2組 3組 1組</p>

<p>計算機器 関数電卓 音声電卓</p>	<p>1組 1組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>数 量</p>
<p>提示説明器具 統計概念説明教具 数概念説明教具 関数概念説明教具 図形の構成説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具 数概念学習用具 測量実習学習用具 教材製作用具 計算機器</p>	<p>1組 1組 1組 1組 2組 3組 1組 1組 1組</p>
<p>数概念学習用具 図形の構成学習用具 立体図形学習用具 測量実習学習用具 教材製作用具 数学的活動支援用具 計算機器 電卓</p>	<p>2組 3組 7組 2組 1組 1組 4組</p>
<p>備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	<p>数 量</p>
<p>提示説明器具 統計概念説明教具 数概念説明教具 関数概念説明教具 三角比説明教具 図形の構成説明教具 立体図形説明教具 積分概念説明教具 実験実習器具 確率統計実験用具 数概念学習用具</p>	<p>1組 1組 3組 1組 2組 3組 1組 1組 1組</p>

関数電卓		1組
備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。		
第二十八 知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目		
提示説明器具	数量	
統計概念説明教具	1組	
数概念説明教具	1組	
関数概念説明教具	1組	
図形の構成説明教具	1組	
実験実習器具	5組	
確率統計実験用具	1組	
数概念学習用具	1組	
測量実習学習用具	1組	
教材製作用具	1組	
計算機器	1組	
関数電卓	1組	
図形の構成学習用具		
立体図形学習用具		
測量実習学習用具		
教材製作用具		
数学的活動支援用具		
計算機器		
電卓		
3組		
4組		
2組		
1組		
9組		
3組		
備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。		
第二十八 養護特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目		
提示説明器具	数量	
統計概念説明教具	1組	
数概念説明教具	1組	
関数概念説明教具	3組	
三角比説明教具	1組	
図形の構成説明教具	2組	
立体図形説明教具	4組	
積分概念説明教具	1組	
実験実習器具	1組	
確率統計実験用具	1組	
数概念学習用具	3組	
図形の構成学習用具	3組	

<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p> <p>第二十九 肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目</p>	
品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組

<p>測量実習学習用具</p> <p>1組</p>	<p>立体図形学習用具</p> <p>2組</p>
<p>教材製作用具</p> <p>10組</p>	<p>10組</p>
<p>数学的活動支援用具</p> <p>4組</p>	<p>4組</p>
<p>計算機器</p> <p>9組</p>	<p>9組</p>
<p>電卓</p>	
<p>操作実習器具</p>	
<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p>	

<p>教材製作用具</p> <p>計算機器</p> <p>関数電卓</p> <p>音声電卓</p>	<p>1 課</p> <p>1 組</p> <p>1 組</p>	
<p>備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。</p>		

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の参照条文

○理科教育振興法（昭和二十八年八月八日法律第八十六号）（抄）

（国の補助）

第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）

二 （略）

2 3 （略）

（政令への委任）

第十一条 前二条に規定するものを除く外、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

○理科教育振興法施行令（昭和二十九年十二月十六日政令第三百十一号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 理科教育振興法（以下「法」という。）第九条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（設備の基準）

第二条 法第九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる設備について政令で定める基準は、学校の種別及び部別に応じ、別表第一から第三までに掲げる設備で理科教育（法第二条に規定する「理科教育」をいう。）のために通常必要なものとする。

2 前項の基準に関する細目は、中央教育審議会の議を経て、文部科学省令で定める。

別表（第二条関係）

第三 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

理科に関する教育のための設備	計量器		実験機械器具	野外観察調査用具	標本	模型	数学に関する教育のための設備	
	長さ、体積、質量、時間、温度及び電気の計量器	力、運動、物性、熱、光、音、磁気、電気、化学、生物、天文、気象、岩石及び鉱物の実験又は観察に必要な機械器具					提示説明器具	実験実習器具
備考 数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のものとする。	長さ、体積、質量、時間、温度及び電気の計量器		力、運動、物性、熱、光、音、磁気、電気、化学、生物、天文、気象、岩石及び鉱物の実験又は観察に必要な機械器具	地学調査、生物採集、標本製作及び飼育栽培に必要な用具	岩石、鉱物、化石、植物及び動物の標本	機械（聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校に限る。）、地質、鉱物、植物、動物及び人体の模型	提示説明器具	確率・統計の説明に必要な器具
	計算機						確率・統計の実験実習に必要な器具	計算・思考の手順の分析・系列化等の指導及び計算処理に必要な計算機